

県本部各部署長 殿
県下各警察署長

共	00	00	10	39	5年
---	----	----	----	----	----

宮本総第349号
令和5年3月24日
宮城県警察本部長

個人情報取扱事務の委託基準の制定について（通達）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、別添のとおり個人情報取扱事務の委託基準を定め、令和5年4月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

個人情報取扱事務の委託基準

第1 趣旨

この基準は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第66条第1項、第73条第2項、第121条第2項及び第123条第3項の規定に基づき、宮城県公安委員会及び宮城県警察本部長が個人情報、法第73条第1項に規定する仮名加工情報（以下「仮名加工情報」という。）、法第109条第1項に規定する行政機関等匿名加工情報（以下「行政機関等匿名加工情報」という。）又は法第123条第1項に規定する匿名加工情報（以下「匿名加工情報」という。）（以下「個人情報等」という。）を取り扱う事務を実施機関以外のものに委託する場合における個人情報等の安全管理について講ずべき措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 基準の対象となる委託契約

この基準の対象となる委託契約とは、個人情報等の取扱いを伴う事務又は事業の全部又は一部を実施機関以外のものに依頼する契約の全てをいい、一般に委託と称されるもののほか、印刷、筆耕及び翻訳等の契約並びに使用料の収納の委託等の公益上の契約を含むものとする。

第3 委託に当たっての留意事項

個人情報を取り扱う事務を所掌する課等（宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）第2条第5号に規定する課等、同条第6号に規定する学校及び同規則第15条の2第1項に規定する庶務課並びに同規則第2条第3号に規定する警察署をいう。）（以下「所管課等」という。）が実施機関以外のものに委託するときは、次の事項に留意するものとする。

- 1 委託先の選定に当たっては、個人情報の保護に関し安全管理措置が講じられ、別記「個人情報取扱特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守できるものを慎重に選定すること。

なお、特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。）を取り扱う事務を委託する場合にあっては、実施機関が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認すること。

- 2 入札にあっては入札前に、随意契約にあっては見積書を徴する時に、委託事務及び当該事務において取り扱う個人情報の性質を考慮し、次の内容を相手先に周知すること。

なお、周知に当たっては、仕様書に記載するなど、明確にできる方法により行うこと。

- (1) 受注者は、法第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務、法第67条の規定による従事者等の秘密保持義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。

- (2) 受注者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者及び当該業務に従事する者を指定し、所管課等に報告すること。
 - (3) 受注者において目的外使用が生じないように、委託の内容により当該事務で取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。
 - (4) 引き渡した個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も受注者に個人情報を保管させる場合等は、その方法及び保管期間を明確にすること。
 - (5) 個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受注業務従事者等が直接運搬するなど、運搬及び受渡方法について受注者は確実な措置を講じなければならないこと。
 - (6) 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を行う場合があるとともに、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。
 - (7) その他個人情報の適正な取扱いを確保するため、別途指示する事項を遵守し、一定事項の報告及び必要な資料の提出が必要であること。
- 3 委託事務を処理させるために委託先に提供する個人情報は、委託事務の目的の範囲内で必要かつ最小限のものとする。

第4 委託契約の類型

個人情報を取り扱う事務の委託に係る契約については、事務の性質によって個人情報の取扱いの実態が異なるため、個人情報を取り扱う事務の委託契約を分類し、それぞれの類型ごとに個人情報保護のために必要な項目を措置する等、事務の実態に応じて適切な契約を受注者と締結することが必要であることから、個人情報の取扱いの形態に応じ、次のとおり分類することとする。

1 類型1

県警察が保有する個人情報を受注者に引き渡して事務処理を行わせるもの（定期健康診断業務の委託等）

2 類型2

県警察からは個人情報を引き渡さないが、委託事務の性質上、受注者において個人情報を取り扱うことが予定されているもの（アンケート調査、大会・研修会等の運営の委託等）

3 類型3

委託事務の性質上、個人情報を取り扱うことが予定されていないが、受注者が当該事務又は事業の遂行に当たって、個人情報を取り扱うことがあり得るもの又は個人情報を入手できる状況となり得るもの（システム等の保守点検開発業務、庁舎清掃業務等）

第5 契約に当たっての措置

- 1 個人情報を取り扱う事務の委託に係る契約に当たっては、契約書に受注者が特記事項を守るべき旨を記載するものとし、当該特記事項は委託契約上の措置例（類型別）（別表）に基づき、前記第4の類型に応じ記載するものとする。ただし、当該委託事務の性質を考慮し、不要な事項を省略し、又は必要な事項を追加する

ことができるほか、契約書中に特記事項に掲げる内容を記載することにより、特記事項の作成を省略することができる。

- 2 契約書によらないで契約するときは、受注者に特記事項を契約事項として交付するものとする。
- 3 前記1及び2の契約締結時には、前記第3－2の規定の内容を再度周知するものとする。

なお、契約書に記載する場合の例は次の表のとおりとする。

(個人情報の保護)
第〇〇条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

第6 委託事務の遂行に当たっての留意事項

- 1 委託事務の遂行に当たっては、個人情報の適切な取扱いを確保するため、当該委託事務の実態等に応じて、受注者に次の事項を指示し、又は報告を求めるものとする。
 - (1) 個人情報管理責任者及び受注業務従事者の指定及びその報告
 - (2) 個人情報の取扱いに関する教育研修の実施状況の報告
 - (3) 保管方法及び保管場所、作業場所等の管理体制の状況の報告
 - (4) 個人情報が記録された資料等の運搬が伴う場合には、運搬状況の記録及び記録の保管
 - (5) 事故発生時の対応の報告
 - (6) その他委託事務の遂行に当たって取り扱う個人情報の保護のために必要な事項の報告
- 2 所管課等は、特記事項で発注者の書面による承諾を必要とする事項について受注者から協議があったときは、必要な事項を記載又は添付した書面の提出を求めなければならない。この場合において、所管課等は、委託業務の目的を達成するため必要かつやむを得ないと認められ、及び次に掲げる事項の全てが認められる場合を除き、承諾してはならない。
 - (1) 個人情報の持ち出しに関する協議
 - ア 所管課等の職員と打ち合わせをするために持ち出すなどの正当な理由があると認められること。
 - イ 持ち出しする個人情報の範囲が特定され、及びその範囲が必要かつ最小限であると認められること。
 - ウ その他個人情報の保護に関し、安全管理措置が講じられていると認められること。
 - (2) 契約の目的以外の第三者への提供に関する協議
 - ア 法令に基づき提供する場合、実施機関の利用目的の範囲内で提供する場合又は法第69条第2項各号のいずれかに該当する場合であって、受注者又は第三者の不正な利益を図るために提供するものではないと認められること。

- イ 提供する個人情報の範囲が特定され、及びその範囲が必要かつ最小限であると認められること。
 - ウ 提供を受ける第三者が提供した目的以外の目的に利用しないと認められ、かつ、利用後、廃棄、返還等の措置が確実に講じられると認められること。
 - エ その他個人情報の保護に関し、安全管理措置が講じられていると認められること。
- (3) 複写及び複製に関する協議
- ア 複写又は複製する個人情報の範囲が特定され、及びその範囲が必要かつ最小限であると認められること。
 - イ 複写又は複製した資料等を契約の目的以外の目的に利用しないと認められること。
 - ウ 複写又は複製後、当該資料等の廃棄、返還等の措置が確実に講じられると認められること。
 - エ その他個人情報の保護に関し、安全確保措置が講じられていると認められること。
- (4) 再委託に関する協議
- ア 受注者が再委託先に対し、前記第3-2の規定と同様の内容を周知するとともに、前記1の規定と同様の指示をし、又は報告させ、特記事項と同等の義務を課していることと認められ、かつ、これらを証する書類が実施機関に提出されていること。
 - イ 再委託を行う事務の範囲及び再委託先に引き渡す個人情報の範囲が特定され、及びその範囲が必要かつ最小限であると認められること。
 - ウ 再委託先に引き渡した資料等の廃棄、返還等の措置が確実に、かつ、適切に講じられると認められること。
 - エ 再委託により事故が発生した場合の責任の所在が明確にされていること。
 - オ 再々委託が禁止されていること。
 - カ その他再委託に係る個人情報の保護に関し、安全管理措置が講じられていると認められること。
- 3 所管課等は、受注者から協議のあった前記2に規定する事項について、書面により承諾する場合には、個人情報の保護に関し、必要な条件を付して承諾するものとする。

第7 事故発生時の報告

所管課等は、委託先において個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、直ちに状況を把握し、当該委託先とともに被害の拡大防止又は復旧、情報漏えい等の対象となった本人への対応等のための必要な措置を講じること。また、当該委託先に対して、個人情報の適正管理に関しての指導を行い、当該事故の概要、原因等の事実関係、再発防止のために執った措置等が記載された報告書の提出を求めること。

第8 仮名加工情報を取り扱う事務の委託

- 1 前記第3及び第5から第7まで（第6-2-(2)の規定を除く。）の規定は、仮名加工情報を取り扱う事務の委託について準用する。この場合において、前記第

3-2-1)の規定中「法第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務、法第67条の規定による従事者等の秘密保持」とあるのは、「法第73条第5項において準用する同条第2項の規定による安全管理措置を講ずる」と読み替えるものとする。

2 所管課等は、契約の目的以外の第三者への提供について受注者から協議があったときは、法令に基づき提供する場合を除き、承諾してはならない。

第9 行政機関等匿名加工情報を取り扱う事務の委託

1 前記第3及び第5から第7まで（第6-2-2)の規定を除く。）の規定は、行政機関等匿名加工情報を取り扱う事務の委託について準用する。この場合において、前記第3-2-1)の規定中「法第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務、法第67条の規定による従事者等の秘密保持」とあるのは、「法第121条第3項において準用する同条第2項の規定による安全管理措置を講ずる」と読み替えるものとする。

2 所管課等は、契約の目的以外の第三者への提供について受注者から協議があったときは、法第109条第2項各号のいずれかに該当する場合を除き、承諾してはならない。

第10 匿名加工情報を取り扱う事務の委託

1 前記第3及び第5から第7まで（第6-2-2)の規定を除く。）の規定は、匿名加工情報を取り扱う事務の委託において準用する。この場合において、前記第3-2-1)中「法第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務、法第67条の規定による従事者等の秘密保持」とあるのは、「法第123条第4項において準用する同条第3項の規定による安全管理措置を講ずる」と、第3-2-6)の規定中「とともに、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。」とあるのは、「こと」と読み替えるものとする。

2 所管課等は、契約の目的以外の第三者への提供について受注者から協議があったときは、法令に基づき提供する場合を除き、法第123条第1項の規定による公表を実施機関が行わない限り、承諾してはならない。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者)

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者へ報告しなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、事前に書面により報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に発注者に報告しなければならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(保有の制限)

第6 受注者は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第61条第1項に規定する法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、き損及び滅失の防止等)

第8 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、在職中及び在職後に

においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと及び特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(資料の返還等)

第10 受注者は、業務を処理するために、(※①発注者から引き渡された、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した②発注者から引き渡された③受注者自ら取得し、又は作成した) 個人情報が記録された資料は、業務完了後(※使用する必要がなくなった場合は、)直ちに(※①発注者に返還し、又は引き渡す②発注者に返還する③速やかに、かつ、確実に廃棄する)ものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第11 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の書面による承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の運搬)

第12 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する(※必要がある)ときは、個人情報の漏えい紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の禁止)

第13 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注先に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、受注者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

(実地調査)

第14 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第15 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(個人情報に関する取扱要領等の作成)

第16 受注者は、個人情報の適切な管理を確保するため業務に関して取り扱う個人情報の取扱要領等を作成し、発注者に報告しなければならない。

(事故発生時における対応)

第17 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(※①仮名加工情報②行政機関等匿名加工情報③匿名加工情報)の安全管理措置)

第18 第1から第5まで及び第7から第17までの規定は、(※①法第73条第1項に規定する仮名加工情報②法第121条第1項に規定する行政機関等匿名加工情報③法第123条第1項に規定する匿名加工情報)を取り扱う事務の委託について準用する。

(仮名加工情報の識別行為の禁止)

第19 受注者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。)を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(仮名加工情報の本人への連絡等の禁止)

第20 受注者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

(行政機関等匿名加工情報の識別行為の禁止)

第21 受注者は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報の本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(匿名加工情報の識別行為の禁止)

第22 受注者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

注1 特記事項中の(※)の箇所については、委託等の実態に則して、適切な事項を選択するものとする。

- 2 特記事項等に違反した場合における契約解除、それに伴う損害賠償については、通常本契約で盛り込まれるものであるため、特記事項中に掲げていないが、本契約において契約事項として措置されてない場合には、措置する必要がある。
- 3 委託等の実態に則し、必要な事項を追加し、及び不要な事項を削除するものとする。
- 4 第18から第22までは、仮名加工情報、行政機関等匿名加工情報又は匿名加工情報を取り扱わない業務においては不要である。

別表

委託契約上の措置例（類型別）

特記事項の項目	類型 1	類型 2	類型 3
第 1 基本的事項	○	○	○
第 2 秘密の保持	○	○	○
第 3 個人情報管理責任者	○	○	△
第 4 作業場所の特定	○	○	—
第 5 個人情報の持ち出しの禁止	○	○	—
第 6 保有の制限	○	○	—
第 7 個人情報の目的外利用及び提供の禁止	○	○	—
第 8 漏えい、き損及び滅失の防止等	○	○	○
第 9 教育の実施	○	○	○
第 10 資料の返還等	○	○	—
第 11 複写又は複製の禁止	○	—	—
第 12 個人情報の運搬	△	△	—
第 13 再委託の禁止	○	○	—
第 14 実地調査	○	○	—
第 15 指示及び報告等	○	○	△
第 16 個人情報に関する取扱要領等の作成	△	△	—
第 17 事故発生時における報告	○	○	△

注 1 類型は参考であり、委託契約の性質及び実態に則し、必要な事項を追加し、及び不要な事項を削除するなどして、委託事務に係る個人情報の適切な取扱いを確保すること。

2 「○」は原則として規定すべき事項を、「△」は所管課等が必要と認める場合に規定すべき事項、「—」は該当しない事項であることを示す。